（船員に関する賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十六条　船員に関する賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年運輸省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「、同条第二項の職員に係るものにあつては別記様式」を削る。

別記様式を削る。

（外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第四十七条　外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律施行規則（昭和五十二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条及び別記様式を削る。

（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則の一部改正）

第四十八条　成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則（昭和五十三年運輸省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を削り、同条第二項中「第二号様式」を「別記様式」に改め、同項を同条とする。

第一号様式を削り、第二号様式を別記様式とする。

（船舶のトン数の測度に関する法律施行規則の一部改正）

第四十九条　船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条　削除

第八号様式を削る。

（浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第五十条　浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第五十一条　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

第六十八条を次のように改める。

第六十八条　削除

別記様式を削る。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則の一部改正）

第五十二条　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行規則（昭和六十二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び別記様式を削る。

（貨物利用運送事業法施行規則の一部改正）

第五十三条　貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条　削除

第四号様式を削る。

（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正）

第五十四条　貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「第一号様式」を「別記様式」に改める。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

第二号様式を削り、第一号様式を別記様式とする。

（国際観光ホテル整備法施行規則の一部改正）

第五十五条　国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「証明書」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

第三号様式中　「観光庁長官　印」を「知事　印」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第五十六条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条を削る。

第二十号様式を次のように改める。

第二十号様式　削除

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第五十七条　中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条及び別記様式を削る。

（装置型式指定規則の一部改正）

第五十八条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

第六号様式を削る。

（国土交通省所管補助金等交付規則の一部改正）

第五十九条　国土交通省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「証票」の下に「（国の職員が携帯するものを除く。）」を加える。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則）

第六十条　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則（平成十二年総理府令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「証票」の下に「（国土交通省の職員が携帯するものを除く。第三項において同じ。）」を加える。

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第六十一条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

第四十条中「及び第二十二条から第二十四条まで」を「並びに第二十三条及び第二十四条」に、「第十二条から第十四条まで及び第二十二条」を「第十二条から第十四条まで」に改め、「、第二十二条中「法第二十二条第二項」とあるのは「法第三十八条において準用する法第二十二条第二項」と、「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第九号」と」を削る。